

一 廣島町御奉行心得向覺

- 一 御役成之日、於御城ニ三之間郡御奉行中にも吹調申述、同席中へハ勿論之事。
- 一 廻勤は御家老、御年寄、在江戸留守共、
- 一 但、江戸詰之御年寄中へ吹調狀、立關に認、
- 一 供連若黨、貳人、鎗手廻り、挾箱合羽籠、
- 一 但、捕役ハ引渡未相濟ニ付、不召連候事、
- 一 當日古役之仁罷越、何角新役之仁へ傳授之事、
- 一 但、同御役ハ罷越候節ハ相互ニ立關往來式臺ハ出迎之、先方家來其外物書捕役々所帳元罷出候共、不及會釋ニ、夜中も御用向ニて罷越候得、但同斷、都て夜中紋付箱釣燈相用候程之事柄ニ候へバ、捕役召連、私用出ハ次之者召連候事、右立關往來之節、御步行組并ニ大年寄罷出居候へバ、會釋、其餘ハ帳元之内ニ御勘定所支配足輕も有之候得共、是等にも會釋に不及候事、

一途中にてハ町人下座致候共、不及下座受、大年寄へハ下座受いたし候事、并  
新開大割ハ新開方にてハ重遣ひ遣し候者ニ付、下座受致候事、  
一御役成當日受方之者へ夫々應對之跡、御歩行組大年寄呼寄、新古同御役一  
緒ニ盃取遣り之事、

但、新古同御役兩人正面下り向ニ着座、御歩行組大年寄一ト間に入、左右  
ニ列、町方にてハ大年寄之取扱於奉行ニモ町嚙也、其身之事をヲヌシ、又  
ハシヤレ杯之言葉遣ひ、前々より之事と相見候事、

一當日より御役用入用物書付帳元より差出ス、并即日より捕役一人物書一  
人交代にて相詰候事、

一翌朝、御年寄中へ普爲聽罷越候、供連捕役一人次之者一人鎗手廻リ合羽籠、  
并三ノ間へも寄々普爲聽罷越、席内は郡廻リ迄罷越、御年寄中へハ逢對濟  
候迄ハ幾度にてハ罷越候事ニ候得共、其餘右之役々ハ留守ニ候得バ申  
置、三之間ハ江戸留守は勿論是迄勝手へ罷通不申先方ハ申置候ても可然  
事、

一誓詞被仰付候段當日申來候得バ、返書立關ニ取計、後日誓詞前書神文出來

御役成の翌朝

誓詞

之案内、是又立關ニ例文有之、誓詞之當日血判等致し候振ハ他役も同様替  
事無之候、

屋敷替

一屋敷御替被下、引移候迄ハ、相詰候物書捕役ハ夜具貸遣ス先例と見へ候也、  
尤自分物取寄相用候儀も有之様見へ、左候へハ其通にて宜敷、行燈風呂土  
瓶之類渡遣候儀ハ、申出候付其通遣ス、

御付足輕料

一御付足輕料渡り十四人、此内にて帳元貳人、町廻り三人、物書貳人、捕役貳人  
召抱ル、帳元町廻り六石三斗、物書捕役三石之切米也、扶持ハいすれも貳人  
扶持、此扶持米毎月五日丸俵にて渡ス、然ル時ハ大小之差引無之、依て閏月  
ハ夫丈之出増ニ相成也、此義もいつ頃より之仕來ニ候哉難相分、物書捕役  
已前ハ壹人扶持遣し、當番日賄遣候由之處、松野唯次郎當役之頃、此賄遣候  
義相止、物書捕役にも貳人扶持遣候事ニ相成由、依て當時ハ賄様之事無之、  
尤早朝之出、或正月五節句杯認メ遣候義ハ有之候事、

帳元

一帳元雙方ニ兩人宛、此帳元ヲ相手ニ町方之儀善惡之、尤捌いたし候儀却て  
御趣意有之事とも承、町方附御歩行有之候得共、是ハ町分之事へハ平体不  
拘吟味方之儀を專いたし、此御歩行組古クハ町方御歩行目付と歎相唱候

町方御歩行

頃も有之由、いつ頃か唯今之名目ニ替り候哉、未其書記不見當、何様町御奉行所と申立關向之事へハ不取用、帳元計ニテ大概事濟候也、然共事柄ニ寄、其時々申談候儀も有之、是ハ奉行之考ニ有之事也、依テ町御奉行之事、渠等ニ秘ス事ハ無之、御歩行組ニ兼テ懸り有之役々ハ

一綿座綿改所米綿兩會所詰、但、兩會所詰掛らせず、綿座綿改所詰計申談る者も有之、

一座方掛り、

一孝子奇特者掛り、

一社寺掛り、

一藍座掛り、

一絹座掛り、

右ハ吟味方之事ニ不拘事ニテ、御歩行組掛り居候也、吟味方之内ニテハ元々兩三人申談有之、此者ハ何れ功者之者故、臨時出來湧六ヶ敷事杯ハ是等を申談、相手ニ致候也、扱又都テ融通事、米銀事ニ依テ、御勘定奉行中、就中御米銀御勘定奉行中より申來候事柄ハ綿座掛りとも申值候也、

元締

帳元

一帳元、右之通雙方ニ兩人宛有之、已前ハ月番受候得バ、月番方之帳元兩人毎日出勤致し、御用向取計、非番方之帳元兩人ハ相休候處、松野唯次郎役中之頃より非番方之帳元兩人も、月番方之方へ罷出、同方之帳元と申值取計候事ニ相成候由ニ承、尤夫ニテハ一日モ休ミ無之、依テ四人之内朝壹人、夕貳人宛罷出候所、弘化五申年只今之通四人相揃罷出、尤休日致候事既ニ弘化之度帳元申出并書付下ダ候事共左ニ寫置、

上ハ書

御内意申上

一私共、出勤方之儀、仕來も御座候て、朝一人夕二人宛相詰申候付、同役共相揃日々面會も不仕、尤申值事御座候節ハ、兩度御寄合之外、臨時出揃申值仕、格別も無之儀ハ多分書通ニテ相談仕候付、番非番に隨テ終ニハ遅々ニ相成候儀も儘有之、恐入候次第ニ奉存候、依テ已來相改、同役共何レも晝飯辨當ニテ朝五時より四時迄之内出勤、夕七ツ過迄相詰、御用向之寬急多少ニ寄、早朝又ハ夜中迄も相詰候儀ハ勿論之事ニ御座候得共、餘ハ見計を以相仕舞候様仕度、左様被成下候ハ、諸御役所休日之日並休日に御定被下候へ

バ申合せ其日當番立置、兩人宛在宿仕居、御用向御座候へバ、御呼出又ハ詰合之物書共より申越、早速罷出候様仕度、此通り御聞届も被下候得バ、日々出揃、別て何角申値御用向始諸御使等、成丈遅々ニ不相成様、就てハ御役所向、其外共心付之廉々、追々可申上義も可有御座と申値仕候付、右詰方之儀先つ御内意申上試候、已上、

二月

帳元

右ニ付下ゲ候書付

別紙内意申出、厚考合之趣ニ付、御省略中承届候、毎夕引取之儀ハ時刻ニ不拘、御用向相濟候得バ引取可申、尤其節一應尋出可申候、

休日

一 休日ハ吟味方日並之通可相心得、在宿ハ壹人宛ニて可然、人名物書共へ相知せ置可申候、

一 別紙末文心付之廉々、追々可申出旨、是又厚考合之趣承届候、當御場合之儀、尙厚申値、早々取約可申出候事、

二月

帳元

綿座絹座帳元  
會所掛り帳元

一 綿座絹座帳元ハ同所ハ出勤、會所掛り帳元ハ夜々同所へ壹人宛出勤、奉行

五箇寺  
町寺

之目代之趣意有之事之由、

一 五ヶ寺ハ被招候て罷越不苦、町寺へハ招候共、不罷越、前々より之仕來之事、

御家老衆用人  
この逢對ぶり

一 御家老衆用人致逢對、吳候様申聞、玄關ハ罷越候儀も有之、逢對振りハ居ナリニ引付、次之間迄送り候事、

町人の出入

一 町人共、奥向ハ參候儀、當御役ニてハ不相好儀、是迄出入之町人も、詰所限リ

奥へ不參様、嘉永六丑年より相改候、右ハ御年寄中へ相達候儀も有之候、尤故有之者并婦人子供ハ勝手ハ參候儀ハ格別之事ニ候、大年寄大割等ハ勝手ニて逢對も致ス、

寄合定日  
帳切定日

一 毎月御用番宅ハ左之日並引受候事、

十日 五時揃 寄合定日

廿五日 同 斷 帳切定日

主人袴着、茶多葉粉盆出候迄也、

但、男子給仕白衣無刀之事、

一 屋敷替被仰付候當日、知せ案文等仕來之趣も有之、手付罷出相認候事、

屋敷替

屋敷引移

初御用談

一 屋敷替之日、表道具等贈り荷物仕來之趣も有之、夫等玄關ニ控有之、  
 但、當時格外作略之事、  
 一 屋敷引移當日、混雜ニ付、同御役歡ニ不罷越、使者遣し、翌日罷越候事、  
 一 屋敷引移當日、御歩行組大年寄共不殘夕方歡ニ參リ、酒肴吸物等出し、手付  
 表ニて同様遣候仕來之趣相見、天保丑年より當日相揃罷出候義相止メ、一  
 兩日之内罷出候付、此節より酒肴差出候義一圓ニ相止候趣ニ候事、  
 一 町御奉行被仰付、初て御用談左之通有之由之所、天保丑年ハ初御用談一圓  
 相止候事、

一日同御役 御歩行組半分

大年寄不殘

帳元一兩人

一日同御役 御歩行組残り半分

帳元不殘

前日參候分除ク

(右廣島市植田有年氏所藏古記録より抄録)

## 二 廣島町大年寄當時勤向之大概

大年寄に拜命  
の當日

一 大年寄被仰付候節、最初帳元中より夫々御用之儀申來、當日先輩大年寄之  
 内壹人、當人共袴羽織着、同道ニて町御奉行所御玄關へ罷出ル、其後書院に  
 御呼出、上ミノ間兩御奉行衆御列座、次ノ間町方付御歩行中之内壹人并帳  
 元中一兩人出席有之、當人引連先輩大年寄罷出ル、其節御奉行衆御演說ニ  
 て、町大年寄役被仰付候旨御申渡奉畏候段御受仕候上、又何組支配と申儀  
 御書付ヲ以被仰渡、拜受仕引退ク、席中之圖、左之通、



附 録 町大年寄當時勤向之大概

右相濟、兩御奉行衆御列座ニテ、御居間に先輩大年寄并當人共御呼出、何角御咄合有之、厚く御挨拶申述、罷歸ル、

夫より先輩大年寄袴羽織着、當人上下着ニテ、御家老衆三軒共、本御玄關に先輩大年寄同道ニテ罷出ル、今日大年寄役被仰付、御受御禮ニ罷出候段申述、罷歸ル、

右之節、御年寄衆御玄關、町御奉行所御玄關、右同斷之事、

當日、直に同御役四軒相勤、夫々應對之事、

翌日、兩御奉行所へ爲吹調罷出、御逢有之候事、

同日、組内町々年寄組頭不殘呼出、應對之事、

同日、五組筆役并組内肝煎とも不殘應對之事、

御在國年の年頭御禮

一 御在國年正月三ケ日、年頭御禮、大年寄其外町新開御目見之面々一同御城大御廣間御椽側に罷出、御通掛御目見仕候事、

但、御奏者町大年寄新開方割庄屋御扶持人諸職人と御披露有之候事、

此儀御目見仕候者、役名數々有之、筆順も定り居候得共、畢竟其向々之頭斗り御披露御座

候儀と相見、依て已前は御扶持人之諸職人と御披露有之候由、承傳申候事、

右年頭御禮、往古は大年寄獨禮申上候由、享保十六年日錄拔書、左之通

一 大年寄共、年頭御禮、御大廣間敷居之内にて、獨禮申上候、其節御番頭様方、其外御歴々様方、御奏者にて、御禮錢御受取、御披露被成候、

但、御大流頂戴は無御座候、

右登城之節、都て御玄關脇御揚り口ヨリ上り、大年寄ハ御玄關に相詰罷在、

銀札元已下町方御目見之面々御玄關脇御通ヒ道之所ニ屯致し居候事、

此上り口之儀、已前ハ御玄關より揚り來候處、御玄關御普請之節、只今之所より上り、其已後右之通仕候由、且又大年寄ハ御銀藏に待合、御禮始り御玄關へ廻り候由、舊記に相見候之事、

同日、御禮錢三拾正上納之事、

同日、惣町中ヨリ御祝儀鳥目五百疋、爲御樽肴代目錄相添上納仕候事、

同日、御家老衆、御年寄衆、町御奉行所、夫々御玄關へ年頭御禮相勤候事、

但、御家老衆之内、西ノ御門御屋敷ニテハ本御玄關へ罷出、外御兩家ハ内

證御玄關へ罷出ル、勿論都て本文通り之事

右御三家共、あなた御用人中より様宛、口上書又は使者等ニテ、追て御返禮有之候事、

節句の御禮

一 上巳・端午・七夕・重陽・右節句御禮、大年寄斗一同御城金之御間御椽側へ罷出、御着座御目見仕候事、

此儀往古は獨禮申上候由之事、

其節、惣町中分之御祝儀鳥目百疋爲御樽着代上納仕候事、

同日、御家老衆、御年寄衆、町御奉行所へ相勤候儀、年頭同前之事、

歳末の御祝儀

一 御在國年斗り、爲歳末御祝儀、惣町中ヨリ鳥目百疋爲御樽着代目錄相添、大年寄之内壹人、御城中ノ口へ罷出、上納之事、

但、其節、御到來奉行中、受引有之候事、

一 御留守年、年頭五節句共、登城は無之、其外動向右同斷之事、

一 御上下之節、正光寺前ニテ大年寄以下町々年寄組頭、會所役人迄、一同御目見、尤新町組大年寄壹人、京橋町東柳町之入口角ニテ御目見仕候事、

右之節、大年寄は御打物カ下座、銀札元ヨリ已下都て御鳥毛ヨリ下座仕候事、

此儀已前ハ都て御打物ヨリ下座仕來候處、寛政二戊三月其儀御しらべ之上、段々御議論有

御留守年の年頭五節句御發駕と御歸城の節

御在國年の東照宮御參詣の節

之候由之所、已來本文之通仕候様被仰付候事、

一 御在國年九月十七日東照宮に御參詣被遊候節、大年寄壹人御宮詰仕、御社内御庭ニテ御目見仕候事、

但、上下着、供連肝煎壹人、手廻り壹人、挾箱持壹人之事、

一 東照宮御遠忌年、通り御祭禮被行候節、大年寄壹人御宮詰相濟、其後五人共、受組初の町埒ノ内に出張、御神輿御通行之節、平伏之事、

但、上下着、供連肝煎壹人、手代壹人、手廻り壹人、挾箱持壹人之事、

此義先年は大年寄御供仕候義も有之候之事、

一 明星院・國泰寺・正清院・日通寺等ニテ御法事之節、大年寄壹人本堂ニテ御家中方之末席ニ罷在、御法事詰仕候事、

但、上下着、供連御宮詰同斷之事、

右之節、御參詣被遊候得ば、御迎ひ、御送り共、門内ニテ御目通仕候事、但、竹之丸様御參詣之節ハ、御迎、御送り共、不罷出候事、

東照宮大御祭禮の節

御法事の節

御家督御婚儀  
御任官等の節

附 錄 町大年寄當時動向之大概

一四

一 御家督御婚儀、御任官等之節、大年寄之内壹人、大年寄恐悅并惣町中恐悅相  
東、江戸に罷越候事、

於江戸は御勘定奉行衆御受引にて、御目見御奉書、御勘定奉行衆ヨリ殿宛  
にて何時可罷出と申來候事、

其節、干鯛并御樽大年寄分献上、外ニ鳥目五百疋惣町中ヨリ夫々目錄相添  
献上仕、御館笹之御間におゐて、御通り掛御目見仕候事、

但、其節、着服羽二重、上下横麻、供連手代兩人、手廻り壹人、挾箱持壹人之事、  
右相濟、於御勘定所御認被下候事、

其後、御館に御呼出、大御小姓頭衆之内、御謁有之、猶又於御勘定所御銀拜領  
被仰付、御暇被下候得共、暫ク所々見物いたし歸國可仕段被仰付候事、

右之節、道中帶刀并宿札打候儀、御免被仰付、且又先觸差出往來仕候事、

此江戸御用之儀、御省略ニ付、寛政十二申年右御用被仰付候迄四十ヶ年相止居候處、古例へ  
御引戻有之候へ共、已後は御家督之節斗り共ニ可相成哉之段、其節御奉行衆無急度御噂有  
之候事、

江戸より御拜  
領の越到着の  
節

二月初午

御褒美拜受の  
節

諸侯幕府大官  
休泊の節

一 御省略ニ依て、江戸御用不被仰付候節ハ、於御當所大年寄之内壹人登城仕、  
干鯛并昆布惣町中より之献上物相納、其節於鉢砲之御間、大御小姓頭、御騎  
馬頭衆之内、御謁有之候事、

但、中ノ口御玄關往來之事、

一 御拜領之鶴御當地へ到着之節、新町組大年寄壹人、猿猴橋町に出張、何角見  
合、御鶴通行之節下座仕候事、

但、袴羽織着之事、

一 二月初午三之御丸稻荷社參拜之節、大年寄は御唐門内朱塗御橋根薄縁之  
上にて拜禮仕候事、

但、上下着御初穂壹封ツ、ヘキ居に、献備之事、

一 大年寄御褒美拜領仕候節ハ、袴羽織着にて御年寄衆、町御奉行所廻勤、尤格  
別之御賞有之節ハ、廻勤役成之節同斷之事、

一 他所御大名様、公儀御役人様、御勘定組頭衆已上當町御休泊之節、受組大年  
寄罷出、御目見仕候事、

但、其節ハ、苗字相用、着服等見合ヲ以取斗候先例之事、

附 錄 町大年寄當時動向之大概

一五



一 御巡見御用、遊行、善光寺等之御用有之候得共、多端ニ付、難書記、其節舊記見合取斗可申候事、

毎月朔日御禮

一 毎月朔日御禮、上下着ニテ、兩御奉行所ニ相勤候事、

毎月御寄合

一 毎月御寄合之節、平服ニテ罷出、尤正月十日ハ上下着之事、

戸口調査

但、御帳切之節、御歩行中對座之事、

宗旨改め

一 毎年三月人改、其前方窺之上、取斗候事、

龍見分

一 毎年八月末、宗旨改メ之帳面出來之上、一組限町々年寄組頭不殘呼出、大年寄着座前ニテ印形仕せ候事、

町御奉行へ歳暮の祝詞挨拶

一 毎年四五月頃并十月十一月頃、壹ヶ年兩度、受組大年寄町々窺見分、尤其前方窺之上、見分仕候事、

龍見分

但、町々におゐて年寄組頭、五人組筆頭迄出迎付廻り候事、

龍見分

一 極月廿九日晦日之内、歳暮御祝詞年中之御挨拶相合、兩御奉行所へ罷出候事、

龍見分

但、町役人等歳末御祝詞申上候義、時分柄之儀ニ付、兼て御宥メ之廉に候

龍見分

へ共、大年寄ハ格別故罷出ル、尤無急度平服ニテ罷出候仕來之事、

龍見分

事、

龍見分

但、町役人等歳末御祝詞申上候義、時分柄之儀ニ付、兼て御宥メ之廉に候

龍見分

へ共、大年寄ハ格別故罷出ル、尤無急度平服ニテ罷出候仕來之事、

出火の節

一出火之節、大年寄之内壹人御城内ハ年番町役人并夫之者引纏相詰、其外之大年寄は場所へ罷出候事、

出水の節

但、供連夜ハ中柄貳張、晝ハ鳶口持之者貳人、肝煎壹人、手代壹人、手廻り壹人召連候事、

銀札元以下の輩と逢對ぶり

一出水之節、大年寄五人共、銘々受組出張所へ相詰、町々役人より申出ニ應じ、差圖仕候事、

銀札元以下の輩と逢對ぶり

但、簀笠着用、供連凡出火之節同様之事、

銀札元以下の輩と逢對ぶり

一 大年寄宅におゐて銀札元、綿改所頭取等ハ役向應對之節、同間下り向ニテ、

銀札元以下の輩と逢對ぶり

先方引取候節、勿論送り不仕候事、

銀札元以下の輩と逢對ぶり

一 御銀方御扶持人、町年寄組頭、御客屋守迄應對之節ハ、先方次ギ之間ニテ一

銀札元以下の輩と逢對ぶり

應會釋いたし候上、同席仕、引取候節も同斷之事、

銀札元以下の輩と逢對ぶり

一 馬頭己下、間を隔、應對之事、

銀札元以下の輩と逢對ぶり

一 御公務ニ付、町方小間三、夕懸り銀上納之節、御銀奉行衆ヨリ大年寄殿宛ニ

銀札元以下の輩と逢對ぶり

て御受取書出ル、夫ヲ直グニ御勘定所へ納、御同所より之御受取書是又殿宛之事、

御用銀御下の節  
供連れ

一 毎年御用銀御下之節、大年寄受取書御銀奉行衆様宛ニテ差出候事、  
一 大年寄供連、前條廉々之通ニテ、表立候節ハ大抵肝煎手代之内壹人、手廻り  
壹人、一刀差せ召連候ヘ共、事柄ニ寄、肝煎壹人、手代壹人、狭箱持壹人、釣燈持  
等召連候義も有之候事、

町御奉行交送  
の節

但、平日之勤向ニハ差略致、手廻り壹人召連候得共、右衛門儀帶刀御免  
之後ハ平日手代壹人、手廻り壹人ニテ、公私共相勤候様被仰付候事、  
一 町御奉行衆御用之儀、帳元中より知せ來候得ば、當日朝平服にて罷出、一應  
引取、御歸宅之頃又罷出、御轉役等ニ候ヘバ、其御歎申述、直に上下着ニテ新  
御奉行衆ヘ罷出、御逢有之引取候事、  
右翌日新御奉行衆え爲御歎罷出、是亦御逢有之引取候事、

但、大年寄嫡子十五六歳已上之者有之候ヘバ、其節召連罷出、一緒ニ御逢  
之事、

大年寄の嫡子

一 大年寄嫡子ハ凡諸事綿改所頭取、御銀方御扶持人等ヘ被准候程之仕來、尤  
若輩者御奉行衆側帶劍ハ相憚用捨仕候事、

大年寄の着服

但、町方役人と出會之節、御銀方よりハ次、町年寄よりハ上座いたし候仕  
來之事、  
一 大年寄先年紬拜領ニ付、着用勿論晒帷子裏付袴等着用之儀、先達テ御奉行  
衆より御差圖有之候事、

此拜領物之義、已前は御紋付御羽織御服等三原屋ヘ御成之節被下候義も有之、御帷子丹後  
島御袴地等大年寄一同拜領仕候義も有之候事、

夏足袋

一 夏之季、足冷等ニテ足袋相用申度者ハ、其段演說ヲ以御奉行衆ヘ相窺、御聞  
届之上、用ひ候事、

同名

一 大年寄之同名、町方之者付不申仕來候事、

御家老衆の重  
き慶事

一 御家老衆重キ御慶事有之節ハ、表向爲御歎罷出ル、出場所五節句之節之通  
ニ候事、

苗字帶刀

一 大年寄奉願、他所ヘ罷越候節ハ、苗字相用、帶刀之事、

町方の者御告  
めの節

一 町方之者惡事有之、御咎被仰付候節、其町役人始一町内、別テ向三軒兩隣ハ  
恐入之儀ニテ、事柄ニ寄、御咎節夫等ヘ及候義も有之候得共、大年寄ニ限、素  
り惡事ニ與し可申様無之段相知レ居候事故、左様之節、向三軒兩隣之御咎

閉門

大病の節

退隱の節

等不被仰付建り合之事、

一 大年寄不調法筋有之御咎品ニ寄閉門被仰付候節、追込トハ不被仰出候事、

一 大年寄役中ニテ大病ニ至候節ハ、兩御奉行衆爲御見舞其者宅へ表向御越、病床ニおゐて御應對有之候事、

一 大年寄願之通退隱被仰付候節、廻勤役成之節之通、尤外大年寄同道ハ無之、當人袴羽織着ニテ罷出候事、

右退隱之後、其儘年頭御目見被仰付、町御奉行所ニおゐても都て役中同前御受引之事、

退隱之後、御帳切仕候義有之節ハ、大年寄相詰居候後口之襖少々明ヶ其所

ニ罷在、同所ヨリ直ニ御帳前へ參り印形仕候事、

右ハ凡差定り候勤向ニテ、此外洩レ候廉も可有之歟、猶其餘之義ハ臨機應變時宜相考取斗可申事、

文政三年辰八月

後役之輩、見合之爲、手控認置

(右廣島市芥河平二郎氏所藏古記録より採録)

國守江戸參親  
并に歸國の刻

年頭の賀禮

### 三 廣島町役人心得

一 國守江府御參觀之刻并御歸城之刻、町役人不殘水主町に罷出ル御吉例也、尤麻上下着ス、心有ものハ爲御國恩衣服等相應に改事也、御出船御着岸之刻、共ニ直に町御奉行所に御歡申上候、

但、兩御奉行所に罷出候節、自分之町年寄組頭之名書付候て持參仕事也、若病氣差合在之時ハ、右書面之内に其譯書入候、右之趣ハ何も一同ニ參故、御立關前込合申ニ付、右書付御取次へ相渡スか宜由、

一 町役人年之始に禮式有、古昔より元朝に兩町御奉行所に出るを、正徳年中より此禮三ヶ日に相勤ル、此式不審之輩は武家ニテ猶尋ぬべし、三ヶ日ニ朝之内、年寄御奉行所へ罷出る、組頭ハ其次ニ出る、是留守之内、其町に事有時、悉罷違ぬ様ニとの儀也、右御奉行屋敷より一先宿所へ歸る事也、其後互の禮式勤むべし、

但、三ヶ日に大年寄中登城、惣町中より爲御祝儀鳥目五百疋、五ヶ所用場より順番ニ相勤候事也、尤此時兩惣代之内壹人づゝ、右祝儀物ニ相添出

る。

私に曰、右鳥目差上候事、年始上巳、端午、七夕、重陽、年暮、此外江府御出船御歸城之刻、又御祝儀事在之節、臨時に差上る、尤大年寄中相揃て登城ハ御格式五節供迄也、其餘ハ當番之衆壹人ニテ濟、

國守の參觀

一 享保卯之年より初て諸御大名參觀之格改、辰午申戌子寅年當城主三月御參觀、九月御暇之御格式改、

但、御在江戸之内、惣町中之差上ものなし、自然御祝儀事有之時ハ御奉行方より差圖有之事なり、

町御奉行更迭の節

一 兩御奉行之内、其職役替在之節ハ、町役人へ其町頭より相知す事也、後之奉行職へ目見へする事、舊例有、其次第、町頭より必差圖す、尤其刻年寄、組頭不殘麻上下着て、其頭人へ禮をなす事なり、

但、前奉行加増を得て兼役を勤らるるか、又ハ老衰して隱居等し給ふ事有バ、舊恩馴染あらば相應之向等ハ有べきか、其人によるべし、

同奉行免許又ハ役儀被仰付と此旨町頭より知す、其段早々町中へ披露すべし、追て町中之名の差合、其奉行之定紋等に氣を付べし、すべて紋ハ人々

町大年寄代替の節

の用ゆる所に必故有とも、頭たる人の紋ハ、町役人の分ハ云に及ず、平人たりとも玄關向ハ用捨するがよし、

一 大年寄代替又ハ其役他へ被仰付候歟、役儀被仰出と其役より早々知せ有之間、其儘町中へ披露する事也、夫より同役言合て、大年寄宅へ行て、其嘉儀を述る、追て目見する事有、其内にも町用あらば罷出て其用を達すべし、目見之節はかまはおり也、其組にあらば名の差合等はまへのごとし、

但、町役人役儀ニ付大年寄代替に三年の内ハ御免し願云す、無據子細有バ其旨に應ずべし、

役儀御免許願出の事

一 町役人役儀御免許之事願等ハ書付を以願出る、其書付によつて、年寄は組頭へ出す、組頭は請取て同役へ相談す、彌、無據事あらば、先其町中五人組之頭呼寄て、右之書付を披露すべし、披露之上、彌、難云事ならば、町頭へ差出す、其餘は大年寄の差圖を請べし、組頭も尙又如此、

町年寄拜命の時

一年寄役被仰付と其組頭より早々町中へ披露して、家持家代之輩、年寄宅へ行て嘉儀を述べし、其内ニ年寄ハ若出火等之節、町中之人夫宰領火消道具等之事肝煎へ尋て知べし、尤水出之請所兼て知べし、其次之寄合日必御奉

行所に目見有、式法ハ御奉行役替之節のごとし、麻上下也、組頭ならば年寄召連出る、其節ハはかま羽織、年寄ハ同道なし、大年寄の差圖に随ふべし、但、當日に五組の大年寄宅に行て案内すべし、是も組頭ハ行におよび不申、其外下役人之衆へ參事其町之舊例有べし、其趣に準すべし、私曰、年寄役請取て、追付前之年寄より町中之諸道具、諸帳等請取渡し有之、此時ハ必大年寄差圖して、他町之役人兩人出合て、其法を勤る事也、相互に其法嚴重に濟すべし、

組頭拜命の時

一 組頭役之者代替には年寄の差圖に随ふ故ニ、爰に不記、諸事年寄役同前也、しかしながら諸帳引渡しはなし、其餘は皆まへのごとし、心懸人によるべし、

公用にて會合の時

一 都て公用に付、相組之役人ハ相互に心易ま、平生のちなみふかくして、諸事他町たりとも、相互に疎意なく、上を敬ひ、下を惠の心は常也、用事に付、他組の役人と出合あらば、私用ハ格別、公用有ハ相互に物言挨拶一際慇懃に、いかにも重々敷勤べし、さもなく心易振して、挨拶倉末なるは、其職役に對して、よろしからぬよし、古老の人語られし、

肝煎役の者召抱法

一 肝煎役之もの召抱法之事、已前之肝煎何事に付ても暇出す事有て、跡役のもの尋來とも、必心得たるなど返答ハいたさぬ事なり、成程肝煎暇遣候得共、町中より存寄之もの存之由はや申出候、吟味之上、若此もの相談調ひ不申候ハ、尙又可得御意など、随分輕き返答致事、都て役人肝要也、其上にて難遁程に頼人あらば、其もの名居所承届候て置事也、其内に宜ものを聞合すべし、先は町より取もたせたるが能也、口傳有、

但、肝煎濟寄と其段用場の案内す、此案内には必年寄役之もの申出る、其節用場向存寄在之ハ格別、聊無之町は彌、相濟る事也、其儘隣町之肝煎ハ頼候て、肝煎仲間廻文遣す、夫よりは町用を勤てよし、一兩日に大年寄へ目見する事也、其刻年寄召連出る、麻上下着させて同道也、夫より表向之役人衆へ、隣町之肝煎案内にて廻る事也、此儀其町之法式に任すべし、

死後家讓の法

一 町内家持之内、死跡家讓の法ハ、たとへば去年の七月ニ病死致す五十日之忌明と役人より其跡に案内すべし、兼て役人の書置出置時ハ格別、左もなくして、病死する時は、今日にて忌も明候が跡式如何様に片付、家等之儀ハ如何候哉と、肝煎を以申遣す、返答ニ忤惣領何右衛門家讓請申など、返答

致候時ハ、承知之上、殘兄弟ニ町儀ハ如此被申出候、存寄も在之間敷候得共、御定法に在之候間、案内致由、存寄無之返答有バ、翌年の六月迄待、必一周忌前月に御帳切仕事也、但、町人家持病死跡一周忌より内、必讓御帳切すべし、若帳切於相延右家被召上候由御書出、元祿六年武井氏、松田氏御奉行之節被仰付候御格式也、たとへば懸持家などにて、右讓請候もの他町に居申歟、又は召仕などの事も有之時は、右之通家代のものに聞合させ、血脈近き續之ものへ肝煎遣し、役人より口上にて片付候儀聞切事也、其上にて右之類不殘證文を取候て、讓請させ候事也、若其町に家主居申候て、病氣差重り、跡式六ヶ敷儀可在之と相見候得バ、年寄心を附候て、未本性在之内ニ、其品を付て見廻使など遣候て、肝煎か組頭之内遣彌、氣遣成躰に候得ば、年寄役見廻、其病人に逢て、暫咄など致候て、見合、跡式の片付申聞せ書置取候様に心遣肝要也、其内に書置調候て、案内あらば、年寄組頭不殘、五人組之頭不殘立出候て、其病家へ行請取也、若病床參事ならず、病人も對面成がたく、首尾にて、たとへば其忤又は妻など座敷へ持出て、病人口上など申事あるとも、取次ニては請取べからず、右組頭五人組之内ニても、分て心易もの一兩人に

相對すべし、其書置ニ年寄始組頭五人組頭封印也、尤年寄方ニ預り置、是第一之處也、たとへ懸持家ニて、家主他町に住居するとも、其役人了簡ハ有べき事也、遺言狀開、町ハ其家之相續ニよるべし、大形は五十日過候て、必遺言狀開事也、其節年寄組頭不殘、五人組頭不殘、其家筋忌懸り之もの不殘立合候て、右家に行向て、書置年寄持參して、列座ニて封印切、右書付之趣寫取、又其上を封し、まへのごとく不殘印形仕事也、其本紙を又年寄預り置、落着之節ハ年寄役之了簡たるべし、其身息災ニて之遺言狀ハ必其家主年寄宅へ持參仕候ば、請取候て、早々組頭呼寄上ニ年號月日書付、印形仕事也、若年寄ニても、組頭にても、代り申候得ば、右列座之封印之上に印形仕、其刻右代り申候譯、封紙に書付る也、若貳三年已前ニ町中へ遺言狀出し置候處、存寄ニ違候間、遺言狀取替申度など、有之時は、大概は取替事難成筋也、若無據子細有之候へば、其段年寄より組頭へ相談之上ニて、替之遺言狀本人持參候上、前之遺言狀ニ取替遣す事有、其時分前之遺言狀消印致、今度請取之遺言狀に前のごとく列判形ニて年寄預事也、兎角かやうの遺言狀追て、大切成證文手形相互ニ直對仕事、殊更遺言狀などハ先年被仰出候貳拾壹ヶ條之

其一つニして、大切成事ニ在之、賣券相談不申内に、先其人物を聞合、役人打寄、其組之五人組列座にて吟味する事也、相違も無之時ハ相極メ、町内ならば勿論、他町之もの望候時ハ、年寄役より住居町年寄に、其町何屋何右衛門町内ニて家被求候、別條も無之候哉との切紙遣、聊無之返答之上、賣券狀用場に差出ス、若好在之時は其意ニ應じ、左も無之候得ば、其月十五日を切用場へ役人之内持參する事也、同廿日肝煎裏判を請候て、月番方之御玄關に出す、必二十四日下書其組之筆取出て是を清書す、其刻肝煎付添候て出る事古法也、此肝煎出る事ハ何之故ぞや、右書面之内尋事在之時ハ、其譯書分る爲也、然ば其肝煎も町内御預ケ之繪圖水帖など見合出候筈也、相濟候得バ、廿六日其書面之内有之役人初、賣主買主御玄關に出る事なり、

#### 四 綿改所頭取勤向之覺

安政六年頃の記録  
本市田上春二氏所藏

一 頭取當番の儀は、前日當番の頭取名前にて、小廻り共、當番札持參、明日御當番の由、申來る、承知の返答致置候事、

一 當日、又小廻り共、何れも出揃仕候に付、御案内申上候様案内仕候、夫より出勤致候事、

一 當番頭取出勤仕候上にて、役人手代頭手代一同に罷出、挨拶仕、出勤帖へ相記し、夫々席に相詰候事、

一 拂綿取計方の事、

問屋共より、小廻り傳にて、勘定方手代の席へ繰綿切手を差出し、同席にて夫々裏書仕、役人中の手元切手を差出し、本數相改め、御帖面へ消合の上、拂綿取計の趣案内仕候、右拂綿御藏出しの節、役人壹人、藏方手代外に手代兩人罷出、御藏出し仕、拂綿積上、尙又本數等を相改め、手代を以て見取の儀申出仕候、當番頭取小頭共の詰所邊迄爲見取參り、役人中より拂綿相違無之旨會釋を受、席に歸る、夫より問屋共人名呼出し、拂綿引渡し致、役人歸り、拂綿相違無之儀、案内仕候、

但、壹本建の分も、右同様の事、

一 改綿取計方の事、

綿屋共より、銘々綿持出し、板間の上にならべ置候、勘定方手代罷出、水帖へ

綿屋共人名相控、下見方手代共夫々水氣等萬端相改め、夫より綿見方手代筆上罷出、改綿取計仕候由、當番頭取へ申出仕候、改綿本數人名、綿見方より相答候を聞取、頭取直に切手は相認め、御帖面へは役人中相認め、表には手代共水帖并にエブ帖へ相認め、切手印形御役所の分三判、頭取印形壹判、いづれも役人中押認め候事、

一 改綿御藏入の事、

當日改綿見取相濟し、目方等天秤へ掛、目欠等無相違相濟候上にて、日雇共綿館の口を取、惣て改綿取計方相調候上にて、頭取相認め候切手并に御帖面表、水帳三方讀合仕、突合宜敷上にて、役人并に手代共拂綿の節同様、に、役人罷出、本數等相しらべ、手代ともを以、見取の儀申出仕、當番頭取爲見取、小頭共詰所迄參り、突合宜敷旨役人中より會釋仕、直に御藏入仕候、御切手は綿の小頭共呼出し、相渡し候事、

一 所々日々封印の事

御藏其外日々封印、前日の封印、封印帖へ張附、勘定方より差出す、當日の封印帖面と引合、封印押切に相認め、封印方手代とも夫々取計仕、尙勘定方手

代封印見届けとして見廻り、相違無之旨當番頭取へ申出仕、夫より改所惣引けに仕候事、

但、跡番手代并に小廻り共、出勤仕候事、

一 諸願取計方の事、

綿屋株譲り并に譲り受、改名等の節は、願書を綿屋小頭共より役人中の手元へ差出す、役人中下しらべ相濟候上にて、當番頭取へ相達し、同役へ廻文相廻し、存寄無之上にて、頭役衆は相達し候事、

綿屋店借の儀は、同役へ廻文相廻し、存寄無之上にて、聞届取計の事、

本數不足願出の分は、當番限り聞届けの事、

右之外、臨時願書差出しの節は、其趣意に寄り取計の事、

但、諸願何に不寄頭役衆へ直きに差出し候事、

一手代并に小廻り日雇の者、秋先出綿多分有之、長詰又は格別に骨折候砌は、時に取、辨當料并に増銀等遣し候儀は、當日の見合を以、當番限り聞届け候事、

一書附諸駈合紙面廻文、其外執筆事、何に不寄役人中より勘定方手代へ申付、



書調致候事

書調の上にて、其時の振合に寄、差圖可有之候事、

一 御奉行様綿改所御見分の節、取計方の事、

御當日、頭取不殘出勤仕、御出の節、門内迄出迎仕候事、

御歸りの節は、當番頭取は不罷出居殘候事、

改綿御見分の節は、當番机の脇へ御着座被遊、改綿取計の勤向は平日の通りに仕候事、

頭取同役は、當番頭取の後へ不殘平服仕居申候、御藏御見分の砌は、頭取不殘御案内申上候、御見分相濟申候へば、綿座御役所へ御引取被遊候、

但、改綿御見分の節は、當番頭取の外は、同役不殘帶<sup>刀カ</sup>の事、

一 勘定帖認方の事、

御奉行様御連名充に仕候ば、頭取連名、當日新町組大年寄立合に出勤有之候事、

別銀勘定帖は、頭役衆へ直に差出し候事、

但し、勘定帖御奉行様御聞届け御下げに相成候節、御頭役の御紙面にて、

御勘定所積方へ差出す、追て同所より算用突合宜敷に付、餘銀上納の儀、御勘定所積方御吟味役様より御紙面御頭役へ充申參り候上にて、又御頭役御返書相添、御銀藏へ相納候事、

右勘定帖本段七步、別段三步、何に不寄七步三步に割付、相調候事、

一 毎暮御褒美の節は、御用御呼出し、御月番御奉行所御玄關へ只今罷出候様大年寄より紙面到來仕、直に御玄關へ罷出、大年寄加席にて、御奉書頂戴仕、御年寄様不殘御頭役へ廻勤、并に大年寄へは庭迄挨拶に參り候事、

追て御褒美銀は御銀藏にて御銀相渡り申候、別銀御褒美は五ヶ所の通り御奉行所にて頂戴、銀は綿座御役所より相渡り候事、

御褒美銀五枚、

但し、別段御褒美金壹兩、

右御褒美の節、呼出紙面并に返事とも、先へ記し置候事、

一 水火其外非常の節は、いづれも翔付、頭取何角差圖を致、取計仕候心得に候事、

右は古來より綿改所出勤中の心得に御座候、何に不寄改所の儀は御直御

支配同様と相心得時に取、非常又は内密さし向御用向等出来仕候節は、御  
玄關へ罷出、御直に申上、御差圖を受、取計可申心得に、先輩より承り傳へに  
候事、

### 五 綿座頭取出勤中心得方

安政五年頃の記録  
本市田上春二氏所藏

一 綿座御役所頭取出勤中心得方、

綿座御役所頭取業事心得方等の義、御承知被成度旨にて、御談の趣奉畏候、  
先輩より承り居候事、并に日用仕來取計方、左の通りに御座候、  
綿座御役所御銀の儀は、頭取御委ね被爲置候義に哉承り傳、夫故と御銀係  
りの義は勿論、都て綿座向の事は、諸事御談し被爲在、從來御手重に御取扱  
被成下、其段は難有奉存候、當御役所は専ら潤殖第一の御場所、右に付御貸  
附等の引當質物等、頭取共撰方仕、御談し申上候上、御銀出方取計、受拂帖へ  
頭取引受、日々御銀出入突合せ無相違處に付、御頭役様方へ御見届け御印  
申受是等は、日々御見聞被下候通りに御座候、右貸附根帖へ控、御算用消合

等は役人の業前にて、一箇年惣勘定彼等相約め候へども、夫にては片勘定  
にて、彌相違無之事見へ不申、依て頭取手元におゐて、猶月勘定と申候て、毎  
月勘定相約、一箇年分双方突合せ、勘定帖相約め、是にて兩勘定に相成申候、  
惣体年分御銀御差配り方等、専ら心掛居候へ共、餘は御談申上取計、先づ日  
用の業前大凡右之通に御座候、借亦當御役所、以前は御差紙并に正綿質杯  
御取引御座候節、下便利の爲め、質札と申もの調遣し來り、則先年戻り質  
札、別紙の通、頭取名前にて差出し申候、是は御札場御差紙質、并に正綿質御  
貸附、専ら御取引御座候砌、其質札差出候へども、當時其道は中絶いたし居  
申候、且又御貸附銀、都て御取引ものに當り、町家の者へ紙面懸合者、御銀方  
御目見へ以上へ頭取名前にて、其以下は役人名前にて從來仕來申候、先凡  
右之通りに御座候、餘は口演を以可申上奉存候、以上、

岡田 集 介

勝田吉郎右衛門

吉田屋彦三郎

午十月廿六日

右、北川猪太郎殿へ差出し置候事、

## 六 絹座木地物改所頭取出勤心得方

安政五年頃の記録  
本市田上春二氏所藏

- 一 絹座木地物改所頭取出勤心得方、
- 絹座御役所頭取行事御承知被成度旨にて、御談之趣奉畏、是迄の仕馴承り居申候儀は御座候へども、當御場合、締り合肝要の儀に付、兼而御役所向は、私共へ諸事御談事被爲在候上、御委ね被爲置候哉と奉存候に付、何角見合取計申候、日用仕來取計方、左の通に御座候、
- 一 諸改めの内、藥種類、吳服物等始め、砂糖、螺、唐紙、唐物は勿論、其外持下り小間物、糸物、小倉織、真田織、綿弓、弦、江戸廻り傘、入津鹽、右改めの儀願出候節は、品物元直段等、役人席に見合、兼而夫々遣し置候通ひに書記し、手元へ相廻し候上、猶私共見届け、改め相濟、夫々の申附に相成候、根帖へ書記し、押切御印形いたし、下げ遣し候事、
- 一 唐物の義は、重き御法則の品柄に付、當所株方の者共より、兼而相定り居候者へ、注文の節は、御役所へ其品願出候に付、聞届け御印形相居遣し候、其後右之品着致候節は、前段願出仕候其品控へ有之候に付、消合致させ、手板送

- り状無相違上、出會相改御印相居遣し申候、尤御大國の事故、唐物類抜荷取扱候義も難計、左候時は、公邊へ被對不相濟義に付、平常見糺の者共へ厚申付、私共駈引仕候事、
- 一 毎月改料取立方、仕出し根帖引合無相違上、員數ノ立、上納銀突合候上、通根帖へ押切御印形下げ遣し候事、
- 一 盞改め料、月々取立方は、兼て俵數、荷主名前等を控置候に付、上納の節、根帖へ消合仕候事、
- 一 綿實方出勤見取相濟、御藏入に相成候上、御切手相調、印形相居、下げ遣し候事、
- 一 綿實受拂の節、御切手夫々印形仕、并に根帖へも印形仕候事、
- 一 蒔仕入并に、吹賣拂の節、夫々帖面見届け、相違無之上、印形仕候事、
- 一 一夜中木地物改所へ出勤、下方算用相濟候上、手元帖面へ出高、改め料書記、毎月改め料取立の義は、役人席帖面と突合、上納銀取立候事、
- 一 拂板有之候へば、根帖へ其品代共、役人席書記し、手元へ相廻し候節、猶私ども算當仕、代銀取入、根帖へ印形仕候、

但、毎月晦日限り、拂有板とも突合、根帖見合仕候、残り板役人席壹人木地座出勤有物見分致させ、無相違義申出候得ば、根帖へ印形仕候事、  
(附紙にて)

本文板の義は、木地物職人共へ御遣し候義にて、其實御國産業他國捌口第一につき、御役所より御材木場へ是迄も度々御頭役方より御駆合も有之、可成丈け渡り方取斗相成候趣には有之候へども、御拂底の節は、渡り兼、又は職人共好みの板御材木場に無之分は、仲板取交拂方へ取計申候儀に有之候へ共、多人數職人故、時に取不穩義申上、彼是心配仕候、

- 一 御役所木地物改所塩方御銀箱出入の節は、帖面差引御銀突合せ、無相違上、御頭役の御見届け御印受候事、
- 一 御役所向諸入用の儀は、手元へ聞込、差圖仕候事、
- 一 諸書付、都て願書差出し候節は、得斗相調、猶私共心附申上、御判断受候儀と奉存候、
- 一 毎年勘定の儀は、御役所受拂帖面を以て役人へ差圖仕、調させ來り候へど

も、尙私共手元において、月約め仕居申候間、雙方突合の上、惣勘定の事、右之通、頭書仕、差出し申上候、餘は口演を以て可奉申上と奉存候、以上、

午十月

二文字屋 源右衛門  
吉田屋 彦三郎  
芥河屋 平八郎  
世並屋 久五郎

### 七 絹座御役所頭書

安政五年頃の記録  
本市田上春二氏所藏

- 一 絹座御役所向日々行事諸改料取立、何角締合の儀は、是迄の御振合は有之候へ共、當午正月より左の通り取計可申旨、申値仕候、
- 一 御改に差出候者へ、夫々通ひ帖遣し置、御改に差出候節、
- 一 何品 何々
- 右仕入代銀何程と申す義、書付の通り相添へ、願出の節、手代算當致、役人座へ廻し、元直段等見合、通ひ帖へ出高品數等を控へ、頭取席へ相廻し可申、其

節受引致し候頭取の内、夫々エブ付に相成候根帖通ひへ押切致可申、其上御頭役帖元中へ御披見に入れ、役人壹人并に手代出會御改、御印形相濟せ候事、且改料取立の儀は、毎月廿九日限り右通ひへ改料相添差出候事、其節通ひへ受取致し、右夫々度毎に御銀箱へ相納め、御見分帖へ御頭役御印形被下度、尤御出勤無御座候節は、帖元中印形封印御藏の事、

(附紙)

午四月十七日

吳服屋 増田屋 保右衛門

平野屋 喜四郎

- 右兩人呼出し、午年中、年行司申渡、并に諸改の品へ印形左に申値、
- 一 疋物へは、前後へ印形を致候事、
  - 一 反物へは、前へ印形を致候事、
  - 一 帶地類、右同斷、
  - 一 切賣に仕候品物は、送りエブにいたし、其品を書記し、月日を据わ、印形の事、
  - 一 眞田類、印形付兼候品は、巻始めへエブをくゝり付、月日を据わ、印形の事、
  - 一 玉子眞田は、巻始へ兩御印形の事、

其餘は、品物見分け、成丈け送りエブは致不申候事、

- 一 元直段等不都合の儀有之候節は、年行司呼出し、相しらべ、時に取り、其品二割付にて、御役所へ御買入に相成候事、

右之通、申渡す、

- 一 本文の通り、此度申値候に付、月々算用、翌月九日に絹座御役所へ頭役御出勤、受拂銀箱共御見分、御印形被下度、申値仕候、

但其節役人へ差圖致させ取計候事、

- 一 綿實御藏出入、此度相改、御切手帖合の受拂、即席相分り候様、取計候事、

但、此縮合、午年より綿實御藏出入、役人出會ふ度毎に、封印の事、

- 一 綿實以賣捌之事、

但、此縮合、○原文に以下の文無し

- 一 綿實壹貫目に付三厘宛、并にナヤミ取立の義は、御切手立度毎に受取候事、

- 一 諸帖面縮合の事、

- 一 其餘取立物の廉々、且年賦銀返納の義は、是迄の御振合も有之候間、猶申談可仕と奉存候事、
- 一 和物改の義、元直段等折々不都合の事も有之、猶私共切磋仕、自今別而心を付、帖元中申値取計可申候事、
- 一 塩改料は月々取立、并に帖面何角縮合の事、  
但、此縮合の儀は、印鑑差出し、御改願出の節、夫々帖面控置、役人手代小廻り場所へ出で改の事、并毎月改料差出し候節、俵數引合、消合の事、
- 一 合藥種株料は壹步宛、十二月五日取立の事、
- 一 塩中次備銀三拾目宛、右同斷取立の事、
- 一 絲物休株備銀拾匁宛、右同斷取立の事、
- 一 吳服休株備銀貳拾目宛、右同斷取立の事、
- 一 藥種休株備銀貳拾目宛、右同斷取立の事、
- 一 木地座向の儀は、帖面等是迄の御振合至極の義と奉存候、尤改料頭取席にて分り兼候間、此度相改、左之通取計可申と、申談候事、  
但、是迄の通帖面下方引合の上、出高改料頭取席へ控置、毎月晦日限相約

- め、根方へ銀相廻し候節、手元帖面と引合、封印御藏入之事、
- 一 毎月晦日限り丸皆濟相約め不申候節は、何屋何兵衛改料の内何程入銀、又は不足銀と申す處書立、頭取席へ相廻し可申、依て當分銀入帖別箱相調、内入に致置、其後不足銀日毎に約り次第本文の通り取計、夫々皆濟の上、御銀箱へ取入、御藏納之事、尤當分事には有之候得共、度毎に兩席帖面へ其節受引致候頭取の内押切印形致候事、
- 一 月々算用御見分の儀は、絹席同様の事、
- 一 木地物職人直受合改料直取立之事、
- 一 木地物屋株料廿五匁宛、十二月五日取立の事、
- 一 塗師職人株料、月々壹匁づゝ取立之事、
- 一 小間立代銀間一とも賣拂度毎、頭取へ差出、取入に相成候事、  
但、帖面引合残り板毎月役人壹人見分、見届印形之事、并諸板賣拂の儀は、月々手代替り合、取計せ候事、
- 一 諸改之品、不正有之哉に相聞へ候に付、兼而申付置候見糺の者共へ、猶手堅申付置度候事、

右之廉々、申談候に付、改料月取立に相成居候得共、猶無澁滞差出候様、手堅申付度候、以上、

午正月

世並屋久五郎

八 格町新開役人筆上

此格合は新開大割庄屋と町方頭取一席に論んす相改めの由扣無之

町 大 年 寄  
同 並 見 習  
座 順 町 大 年 寄 次  
銀 札 元  
同 見 習  
綿 改 所 頭 取 筆 上  
同 頭 取  
同 頭 取 並  
座 順 綿 改 所 頭 取 次

△御目見

新開大割庄屋  
御銀方御扶持人筆上  
同 御扶持人  
△萬株問屋小頭  
五組年寄筆上  
同 年寄添役筆上  
町 々 年 寄  
同 格 並  
△御扶持祝職人  
御目見醫師  
御用聞町人  
町 組 頭  
同 並  
同 格  
米綿兩替會所詰メ役人

△御目見

△御目見

船	年	寄
宿	送	リ
△御	客	守
△馬	中	頭
馬		頭
日	雇	頭

九 藩 藝 永代御扶持人々名

(本市河野喜兵衛氏所藏古記録)

延享四年  
 一八拾六人扶持  
 一同 參拾人扶持  
 一同 貳拾六人扶持  
 一同 貳拾三人扶持  
 一同 參拾人扶持  
 一同 參拾八人扶持

大年寄  
 同 藤 井 幾 三 郎  
 佐々木次郎右衛門  
 満足屋太三郎  
 肥後屋太郎兵衛  
 伊豫屋九郎右衛門  
 富士屋彦兵衛

古株六軒  
 一同 一百四拾人扶持  
 一同 貳拾人扶持  
 一五拾貳人扶持  
 一三拾六人扶持  
 一貳拾人扶持  
 一貳拾人扶持  
 一四拾四人扶持  
 一貳拾人扶持  
 一參拾六人扶持  
 一貳拾四人扶持  
 一參拾貳人扶持  
 一四拾人扶持  
 一貳拾人扶持  
 一貳拾人扶持

新屋兵左衛門  
 沖野屋新次郎  
 米屋忠左衛門  
 古手屋勘兵衛  
 國吉屋吉郎兵衛  
 繩屋九左衛門  
 伊豫屋甚右衛門  
 大和屋忠左衛門  
 世並屋與三平  
 木屋周平  
 名賀屋庄兵衛  
 長門屋與三郎  
 長門屋助九郎  
 仲屋兵右衛門







一拾貳人扶持  
 一 九人扶持  
 一拾八石  
 一拾貳人扶持  
 一拾八石  
 一四拾八石  
 一拾八石  
 一參拾六石  
 一拾八石  
 一五拾四石  
 一拾八石  
 一拾八石  
 一拾石  
 一三拾九石

御調郡後地  
 割庄屋  
 宮島  
 同  
 御調郡後地  
 佐伯郡玖島  
 同 地御前村  
 同 己斐  
 庄屋  
 安藝郡仁保島  
 同 矢賀村  
 庄屋  
 同 牛田村  
 高田郡三田村  
 同 横田村  
 同 深瀬村  
 天滿屋 虎吉  
 鳥屋 十兵衛  
 九右衛門  
 播磨屋 仁右衛門  
 海老屋 友七郎  
 醫師 見利  
 新七  
 要助  
 半右衛門  
 久藏  
 清之介  
 惣介  
 八右衛門  
 利三郎  
 庄兵衛

一九石九斗  
 一九石  
 一參拾六石  
 一九石  
 一九石  
 一九石  
 一九石  
 一九石  
 一九石  
 一五拾四石  
 一拾八石  
 一拾八石  
 一參拾六石  
 一拾五石

同 三田村  
 同 甲立村  
 高宮郡可部町  
 同 狩留賀村  
 同  
 同  
 同 深川村  
 同 飯室村  
 高田郡原田境  
 山縣郡加計村  
 豐田郡  
 同 瀬戸田  
 同 廣村  
 同 庄屋  
 同 竹原村  
 喜一郎  
 助左衛門  
 木坂文左衛門  
 住屋吉右衛門  
 醫師 玄瑞  
 五右衛門  
 中屋彦右衛門  
 傳吉  
 九郎右衛門  
 佐々木八右衛門  
 元屋萬介  
 豐次郎  
 三兵衛  
 庄右衛門  
 伴藏

一拾八石	同 熊野村	與左衛門
一參拾石	同 郷村	直之介
一九石	三吉郡五日市	仙 藏
一貳拾石	奴可郡西城丁	大 作
一拾八石	沼田郡江波村	藤 吉
一三拾石	三谿郡	良次郎
一拾八石	惠蘇郡	寛右衛門
一九石	沼田郡北下安村	吉 岡 屋 忠 次 郎
一四拾八石	世羅郡津田村	藤 太 郎

### 一〇 町門通行覺書

【享保八年十二月】

町門釣燈貸之様書付

一 町内家持并借屋住之ものニても、急病御座候て、醫者迎ニ參度候間、門通釣燈借吳候様ニ役人方へ申出候へバ、聞届、右釣燈ニ肝煎相添、迎送り仕せ、翌日御門通書付を其町より指上候、尤醫者住居之町よりも差上申候、

一 右同斷産仕候て、取揚ば、呼ニ遣候儀、右醫者同前之事、

一 右同斷大切成る病人ニて、人參入用ニ御座候へバ、右之通役人方へ申出候ニ付、聞届藥種屋方へ取ニ遣シ、翌日雙方町より書付差上候儀ニ御座候、

一 五組并新開方之もの町内ニて打籠ニ相成候へバ、其住居之所相尋、何方へ何用ニ參候哉、打籠ニ相成候趣、其町役人聞届、大年寄方申出候ニ付、差圖仕、其住所へ肝煎差遣シ、無別條候へバ、其所之家主歟五人組之内ニても壹人、肝煎相添、迎ニ參、無相違候へバ、則引渡シ、連戻り、雙方より翌日書付指上ケ申候、

一 町屋鋪、拜領家、并町家御借宅御侍中様、御醫者衆、急病御座候へバ、町住居之家持同前ニ門通り書付差上候事、

但、町寺ニて町役勤申寺、病用右同前ニ相心得居申候、  
右之通迄を格と相極メ居申候、尙又不時用有増、只今迄之趣、左ニ書付候て

申上候、

- 一 町支配を離候御屋敷御持分之御侍中様之儀ハ、兼て其町役人へ御書付ニて、此後病人在之候ハ、門通釣燈御用立候様ニ、御兩所様より被仰付候故、其御侍中様より役人方へ御判鑑申請置、醫者送り迎之御入用候へバ、右町役人方へ直ニ御切手參申候故、判鑑ニ引合せ、釣燈ニ肝煎相添候て、御用ニ立申候、翌日門通り書付差上候節、右之御切手相添差上ゲ申候、
- 一 若右之御侍中様ニても、兼て被仰付無御座候へバ、曾て御用ニ立不申候、
- 一 御侍中様并三次御出之御侍様、其外他國もの御領分在方之もの町貸シ座敷御借り逗留之内、御病氣ニよつて醫者御呼被成度候間、門通り釣燈借り受度と御座候ても、是ハ座敷借り主へハ釣燈用ニハ立テ不申候、其借屋に御座候家主方より町儀ハ誰様御病氣、何町何野誰と申醫者御呼被成候間、門通り釣燈借吳候様ニと役人方へ斷出候に付、吟味之上、相違無御座候へバ、右釣燈ニ肝煎相添候て、其宿主へ貸シ申候、翌日書付を以、誰方座敷御借り御座候誰様御病氣之由書加へ、書付を以申上候、
- 一 若御侍中様方途中ニて打籠ニ御成候得バ、右之御衆其町ニいづ方ねぞ御

泊り可被成哉と申上、達て御戻り可被成候由ニ被仰候へバ、其段御玄關へ御窺申上、御差圖を請申儀に御座候、

- 一 諸郡より御注進之飛脚、諸御役人様方に參候へバ、其狀箱御名を書留メ候、尤右飛脚の名も書付候て通シ申候、若御狀箱無御座候得ば、曾て通シ不申候、

一 平生御早道中、出船着船ともに、夜ニ入被通候へバ、名書付候て通シ申候、

但、此儀は御櫓之下より猿樂町細工町通シ、外は無御座候、

- 一 往還筋旅人ハ東西より門通釣燈肝煎相添、送り參候ニ付、通シ申候、若組内ニて町門打候得バ、右町より送り初候て、翌日書付を以申上候、

一 町家拜領之御侍中様、尤町人家持借屋住之もの共、急ニ相煩、氣色差重り、親兄弟之内へ對面仕度候段申候は、其趣役人委細ニ聞届、大年寄方へ申出候上ニて、彌、病氣相違も無御座候へバ、其趣次第ニて釣燈肝煎相添、迎ニ遣シ申候、其翌日書付を以申上候、

但、他町ニ親兄弟在之、大切ニ相煩候ニ付、參度杯と申出候へバ、大概ハ免シ不申候、此儀ハ左程重キ儀無據病氣ニ候へバ、病人住居之町よりも可

申參儀と相心得居申候ニ付、大方ハ聞届不仕候、それ共其節之趣ニ仕候事、

右之通、此外之儀ハ臨時之儀、其節ニ趣不申候てハ不被申上候、以上、

卯極月

白神組

中通組

【享保十年四月】

覺

一 町門々五ツ打しまり候以後、町人共家々之裏道之口より後町に人を通し候事無用可仕候、右之趣家持借屋之もの迄可申聞候事、

附、家構ニより後町之方ニ本家又は借屋在之、其町々方ハ口明常々出入仕來候分ハ、家内之者迄出入不苦候、右之道より他方之もの通路仕儀ハ無用事ニ在之候、以上、

四月

【享保十年四月】

覺

一 西白島町・東白島町より夜中急用注進候節ハ、相印釣燈を以、三軒紺屋之御門通り大久保權兵衛殿脇御門通り候様ニと、去々年之御留守之節は定候得共、當年之儀は先右之道筋注進を相止、小姓町裏通り又は大須賀方へ廻り間鍋御門・立町御門迄可申答候、左候ハバ源太夫・武左衛門より札出シ呼入可申候事、

四月

【享保十年七月十八日】

覺

一 宮島御奉行様ハ宮島より飛脚等參候節、右飛脚之もの宮島と書付御座候釣燈持、御狀箱持參仕候ニ付、最初之門ニテ右御狀箱相改、町送りニ仕、縦は六町目八木新左衛門様御役之時分ニ御座候へバ、六町目仕廻之門にて右御狀箱之御名并飛脚之名書留、六町目より御屋敷之支配衆へ引渡シ申候

て、翌日御門通り之注進書に右御狀箱之御名飛脚之もの名書付候て差上  
ケ申候、

一 御屋敷より右飛脚夜中に御戻シ被成候へバ、又々右御狀箱御名并飛脚等  
名書付、右宮島御奉行様御直判にて、六町目役人御宛テ御切手役人方迄被  
遣候ニ付、右御切手ハ注進書付ニ相添差上申候、

但、宮島御奉行様宮島ニ御座候て、御年寄様方へ御狀參候節も、右同前ニ  
仕、御廓御門迄送り届申候、右飛脚早速ニ御戻シ被成候へバ、御門より其  
趣を申來候上ニて、又々右之通送り出シ申候、尤翌日注進之儀ハ右同前、  
右之通ニて御座候、已上、

巳七月十八日

白神組

【享保十二年】

覺

一 森新之助様ハ病用町門通り之儀、御兩所様より被仰付候趣、左之通ニ御座  
候、

一 享保九年辰之三月、別紙之通被仰付候、

一 翌巳年は御在國と相見へ申候故、其儀無御座候、

一 去年之年は新之助様より被仰出無御座候故、從御兩所様被仰付無御座  
候、

一 右同年ニ大橋新五様、磯谷丈右衛門様よりは被仰出御座候哉、別紙之通被  
仰付御座候、

但、此節新之助様之儀相見へ不申候、

一 在方御留守等ニは格別に被仰付候趣、只今迄相見へ不申候、尤在方御留守  
ニても改被仰付無御座候へバ、釣燈御用立不申儀ニ御座候、以上、

未十一月廿五日

白神組

覺

大橋 新五

磯谷丈右衛門

右夜中病人有之、醫師手遣之儀ニ付、町之門通釣燈借り被申候ハ、前々之

通成仕形ニて貸シ病人に相達候様に可仕候其趣追て可申出候病用之外  
ニは曾て門通り灯燈貸シ申間敷候以上

二月九日

白神組

付札

享保十一年年二月九日被仰付御書付寫

覺

森 新之助

右夜中病人有之醫師手遣之儀ニ付町之門通釣燈借り被申候ハ前々之  
通成仕形ニて貸シ可申候病人之用事之外ニハ曾て門通り之灯燈貸シ申  
間敷候以上

二月五日

付札ニ

享保九年辰二月五日ニ被仰付御書付寫

○印ノ處付紙

此前々之通成仕形と御座候穢谷丈右衛門様大橋新五様へ御用立申候

仕形之通之儀と奉存候

【享保十三年五月】

覺

一郡方より之飛脚郡年番之御勘定奉行中に參候節は只今迄之通町々之門  
釣燈にて送り可申候

一郡方飛脚戻り候節ハ如何様ニ申共門明釣燈ニて町送り仕間敷候郡年番  
御勘定奉行中より御門札にて人を添夫々之宿に送り被申筈ニて有之候

但郡方之奉行中ニ札差間急ニ飛脚戻シ被申節ハ郡年番之御勘定奉行  
中書付相添飛脚通り筋手寄初て之町年寄方に門送り之儀可申參候間  
左候ハ次々町之釣燈にて送り可申事

申五月

【享保十七年五月】

覺



町門打籠之御歩行衆以下御家中奉公人并百姓町人  
右之面々御門シメ候節前後打籠ニ成候節ハ其人住所町新開ニて候得  
ば其所之役人方ハ申遣シ見知候もの町門通り印在之釣燈持せ、いづれぞ  
役人之内連ニ罷越候其町之ものニ候ヘバ相渡シ連戻り候左候得ば雙方  
より翌日書付ニて御注進申上候若偽り之者ニ御座候ヘバ早速御注進申  
上御下知を請申候

但御侍衆様方町新開御借宅之御面々只今迄役人方へ承届候打籠は無  
御座候内證ニては御名之出候を御用捨御座候歟其町ニ密ニ御逗留被  
成様ニ及承申候此後役人共方へ御付届ケ承申品御座候者如何可仕候  
哉此間右之趣ニ似申たる様成儀御座候ニ付御伺ひ申上候町新開ニ御  
座候御侍屋敷之御面々も右同斷ニ御伺ひ申上候

御侍衆様方御歩行衆以下御家中奉公人寺社醫師共

右町新開住所無之面々打籠之節御支配外住所候得ば届ケ難成門送り之  
仕形無御座候故其町ニて知ル人の方ニ逗留被仕候相知ル人無之候得ば

役人ハ被頼夜を明させ候立宿ニても申付候輕キ面々は見世先ニても夜  
を明され候

但御侍衆様方ハ只今迄御支配之外御住所之御面々様打籠ニ付役人ハ  
御付届ケ之沙汰不承候定て内證ニては右同斷之被成形成ニ御座候哉此  
後役人ハ御斷之御座候節ハ如何可仕候哉

右之通ニ付御侍衆様方之儀、駈と不奉承知候頃日似寄之義御座候ニ付伺  
ひ置申候惣て之御法式之通ニ御侍衆様方へも御挨拶可仕候哉御伺申上  
候

但御家中御直之末々迄御用ニ付旅立旅戻リ御領分他所共飛脚之通り  
御用旅人之送り人馬之行戻此類之儀は古來より之格式御座候以上  
五月

【享保十七年】

諸郡飛脚門通格

一郡方飛脚之者參候刻御門打候得ば何之町ニても其段役人方ハ申出候ニ

付、御門開キ初之所ニテ、右之御狀箱上書相改書留、右飛脚之もの名書留ル  
事候、其町より門通釣燈肝煎相添、次之町に送り遣シ申候、

一 町門明ケ仕廻之町ニても、右開キ初之通ニ吟味仕申候、其上ニて御廊之内  
に參候得ば、大御門番人中に引渡シ申候、

但、御廊外御代官様方杯ニ御座候得ば、明ケ仕廻之町ニて右之通吟味、其  
町より御屋敷へ連參、御支配方へ引渡シ申候、

一 右之飛脚返書御渡シ被成、御廊内ニて候へバ、大御門迄札ニて送せ、番人中  
に御引渡被成候、左候へバ、番人中より町方へ御引渡シ被成候、其刻ハ中番  
自身番之内へ御渡シ被成候ニ付、右之ものより役人には申聞候、左様之刻  
ハ右番人中より肝煎を以、彌、其御門より御通シ被成候哉と相尋、無相違段  
之返答聞候て、次之町に前之通ニ送り出シ申候事、

但、御廊外之御屋敷ニて候へバ、右御屋敷より御人御添被成敷、又は右飛  
脚に御本人御直切手爲持門番人方へ參候ニ付、役人方へ番人通路仕候  
ニ付、右御切手は受取送り出させ申候事、尤、御家來御添役人方へ御越候  
ても、御切手は出申候、右御切手證據ニ通シ申候、若御下役人中又は支配

方印形ニてハ會て通シ不申候、

一 國泰寺邊之御屋敷方ニ御代官衆御座候ニ付、中町筋より入來候ハ、右飛  
脚之近道ニて候間、袋町分之門光岸橋、西堂橋より御戻シ被成度候て、戻り  
參候とても、本參候中町より外へ通シ不申候、其故は郡方より參候ニ付御  
戻シ被成儀相成候、若此方より急ニ郡に飛脚被遣度と御座候て、御直切手  
爲持候て、町分に御出シ被成候時は、必門通シ不申候事、

但、若左様之儀有之候ハ、其町役人より只今迄御屋敷より御出シ被成  
候、飛脚町内より送り出シ申たる格無御座候間、相尋候て通シ可申由申  
聞候て、其儘町頭に可申出候事、ケ様之格有之候ニ付、此方より郡方へ戻  
シ飛脚參候道、ちがい候ては郡へ戻シ不申候、是第一之事候、

一 御代官様へ參候飛脚宿或は尾道町ニ有之候ニ付、御切手ニて御出シ被成  
候へバ、其段承届、明日門通三方上ケニ仕候て事濟申候、

但、右御屋敷御直切手翌日御門通注進書ニ相添候て、御月番方へ差上ケ、  
御見届之上、御切手は町に御戻シ被成候、

一 近日御大名様方御當町御通り被成候杯と承候刻ニ、上口亦是下口よりモ

大名様御用人衆より爰許御家老様亦是御年寄中様方御狀參候ハ、右之御飛脚衆へ相尋候て、近日御城下町通り候先案内ニ參候由承候ハ、右之御飛脚ハ御客屋に案内仕敷教へ申事、御名宛在之候とても御屋敷へ必連參り申間敷候、其段不案内ニ有之候ハ、用場は相尋可申事、夜中にて候ハ、尚以右之通相心得可申事、

追加

一 佐伯郡御代官佐々九左衛門殿玖波村ニ御座候節、御銀急ニ通り申候ニ付、爰元清水三郎兵衛殿へ飛脚參書狀持參仕、享保十三年九月十日之夜、壹町目より大御門へ届ケ申候、右三郎兵衛殿より返書出申候ニ付、上田要人様御家來林三郎右衛門へ同村庄屋小十郎方より注進之書狀參申候、届ケ申候ニ付、三郎兵衛殿より間鍋御門へ御送らせ被成候ニ付、研や町より段々六町目へ參申候、右之譯故、三郎右衛門多門は肝煎召連參申候やうニ申付候、

但、三郎右衛門へ平生之飛脚にて參候へバ、一切通シ不申候格、若右飛脚戻シ候ハ、三郎右衛門より役人へ直切手家來相添候ハ、通シ

申様ニ肝煎へ申付候處ニ、夜之内は戻り不申候、此後ケ様之事候ハ、右之通ニ心得可申由、肝煎七兵衛へ慥ニ申渡シ申候、

【享保 年六月十五日】

上附札 取上媼婆

御門通り

覺

五 組

一 取上媼婆夜中急ニ迎ニ參候節、御門札無之候とも、門通り之釣燈にて早々送り可申事、

一 取上媼婆侍屋敷之長屋ニ住居仕候共、迎之者送り之仕形、右同斷之事、

一 右迎之者門打籠り之節も、右同斷之事、

一 右迎之者戻り候節、御城外之屋敷には送り届ケ、支配人へ逢、念を入様子承可申事、

附り、三軒紺屋、八丁堀、下流川、柳町、此四ヶ所之御門も、取上媼婆迎之者送り候節ハ、門通之釣燈にて往來通り可申事、

534 ✓

右之通無滯早速送り可申候、尤翌朝書付可差出候、以上、

辰六月十五日

五組へ

【享保 年六月十五日】

上附札 取上媼婆

御門通り

中通組

新町組

覺

一八丁堀より柳町迄之内侍屋敷より取上媼婆夜中急ニ迎ニ參候節、御門札無之候ハバ、御門番人より其御門脇之町家之者へ送り候様ニ可申聞候間、早速其段町役人へ可申達候、其節門通り之釣燈差出シ、右迎之者早々送り可申事、

右之趣、東白鳥町、胡町、橋本町之役人并三軒紺屋、八丁堀、下流川、柳町、右四ヶ所之御門脇之者へ可申付置候、以上、

辰六月十五日

中通組

新町組

【享保 年六月十五日】

上附紙 取上媼婆

御曲輪御門通り書付寫

一取上媼婆夜中急ニ迎ニ參候節、御門札無之候ハバ、番人之内壹人、早々次々之御門へ送り可申事、

一取上媼婆侍屋敷之長屋ニ住居仕候共、迎之者送り之仕形、右同斷事、

一迎之者御門打籠之節も、右同斷之事、

一右迎之者媼婆召連戻り候節、仕舞之御門より送り候番人、其屋敷迄送り届ケ、支配人へ逢、念之入様子承可罷歸事、

附り、小姓町上白鳥へ通り之御門、外松原上之御門、此貳ヶ所ハ先ニ御門無之候間、町役人迄送り、其段可申達事、

右之通無滯早速送り可申候、尤翌朝書付可差出候、以上、

辰六月十五日

壹町目御門

三好望之進屋敷脇御門

龍神武左衛門屋敷脇御門  
 淺野内膳屋敷脇御門  
 淺野甲斐屋敷脇御門  
 矢倉之下御門  
 西冠木御門  
 中尾五太夫屋敷前御門  
 七軒御多門前御門  
 栗林御用屋敷脇御門  
 箕浦平司右衛門屋敷脇御門  
 外松原上之御門  
 小姓町上白鳥へ通り之御門

【享保 年六月十五日】

上附札 取上媼婆

御曲輪外御門通り之書付寫

覺

一八丁堀より柳町迄之内侍屋敷より取上媼婆夜中急ニ迎ニ參候節御門札無之候ハ、御門脇之町家之者へ早速其段可申聞候、左候ハ、町方より送り之者出可申候間、御門早々通シ可申候事、  
 附り、白鳥の侍屋敷より三軒紺屋御門へ右之通之迎之者參候ハ、外松原上之御門へ參候様ニ使之者へ可申聞事、  
 一右迎之者媼婆連戻り候節ハ、町門送り之釣燈ニて其屋敷へ町方より直ニ送り可申候間、往來共、早速御門通シ可申事、

以上

辰六月十五日

八丁堀下御門  
 流川御門  
 柳町御門  
 三軒紺屋御門

【享保 年三月】

御留守中、柳家中之面々、夜中急病及大切養子之願ニ至候節、判元見届之儀差問候ニ付、右爲入用一曲輪ニ夜札一枚宛、醫師札御預ケ之内へ外ニ相渡置候間、万一入用之儀有之候時ハ、右御預置之方へ合印之手形を以請取、其夜札ニテ頭支配方御目付へ早速可被致返達候、勿論其夜札を以頭支配方往來可被致通用候、

但、新開又は牛田村、新庄村邊へ借宅仕居被申候面々之内、右之札入用之節、別紙書付方角分ケ之通、醫師札御預ケ之方へ兼て合印遣シ置、入用之節、合印之手形を以請取可被申候、尤札御預之面々ハ替りたる儀も可有之候間、承合せ可被申候、且夜札御預ケ之方へ通路之儀ハ、其借宅被仕候所之役人へ被申通候ハ、門通り之釣燈差出シ可申候間、それニテ通路有之、相濟次第早速差戻シ可被申候、尤所役人へ兼て示談仕せ置可被申候、

右之通相組支配方にも可被相知置候、以上、

戊三月

別紙之通、此度被仰出候ニ付、町新開借宅居住之侍中より其所役人へ申來候ハ、早速町門通り之釣燈爲持出シ、先方之使ニ差添、其方角割之札預リ之屋鋪迄、右使之往來送り候様に可仕候、尤其町所借宅住居之輩之内、先達て示談有之候ハ、受引間違ひ無之様可仕候、勿論右釣燈を以送り候儀、翌朝兩玄關に可申出候、

但、此儀は尋常ニ無之儀邂逅ニ可有之哉ニ候、後年ニ至、此趣意心得違無之様、大切之儀ニ候條、熟得仕居可申候、

右之通可申付置候、以上、

三月四日

五組に

- 廣瀬組 塚本町 堺町 小屋新町 十日市町 西引御堂町 寺町
- 空鞆町 鍛冶屋町 油屋町 猫屋町 唐人町 西地方町
- 西土手町
- 新開分 廣瀬村 観音村 船入村
- 郡分 新庄村 楠木村邊

右鷹匠町 札御預ケ 曾生三四郎

中島組 中島本町 天神町 木挽町 中島新町 元柳町 材木町  
新開分 水主町新開

右水主町 札御預ケ 島田武右衛門

白神組 猿樂町 細工町 横町 烏屋町 壹町目 貳町目 三町目  
四町目 五町目 六町目 尾道町 塩屋町 紙屋町  
新開分 六町目村

右六町目 札御預ケ 平野宇右衛門

中通組之内 研屋町 革屋町 播磨屋町 立町 平田屋町 東魚屋町  
右研屋町 札御預ケ 堀田 與三

中通組之内 西魚屋町 中町 袋町 鐵砲屋町 新川場町 竹屋町

新開分 國泰寺村 竹屋村

右中町國泰寺邊 札御預ケ 中田五郎三郎

(右本市尼子忠藏氏所藏古記録より抄録)

## 編纂記事

廣島市史編纂事業は明治三十六年七月に開始し、もと縣立廣島中學校教師熊見定次郎氏を雇聘して従事せしめしが、當時其經費僅に年額六百圓に過ぎず、編纂の順序方法も亦一定せざりしが故に、成績の見る可きものなく、偶同四十四年一月熊見氏病死せしに依り、一時其事業は中止の態となれり、然るに同年四月更に其經費を増加し、八月文學士三井大作氏に其編纂を囑託し、其下に従業員一二名を置き、再び事業を開始し、最初の約一年間は史料の蒐集撰擇に、次の一年間半を其筆寫整理に、其次の六年間を編述に充て、大正九年三月に至りて、稿本漸く成り、爾來順次に稿本を補修印刷に附し、遂に同十四年十二月斯事業を完成せり、其編纂に従事せし者、左の如し、

明治四十四年八月十五日より	編纂主任	正七位	三井 大作
大正十四年市史編纂事業完了まで		文學士	
明治四十四年十月二十日より	編纂員	從七位	兒 玉 左 一
大正三年六月二十六日まで			
大正四年五月十八日より	編纂員		中 林 寅 太 郎
大正九年一月廿一日まで			
大正八年六月十日より	編纂員		田 中 宇 三 郎
大正九年三月廿六日まで			



本史第一卷第二卷第三卷社寺誌市史附圖の五冊は、三井編纂主任専ら之を編述し、兒玉編纂員社寺誌中の一部分を補助し、第四卷は中林編纂員これを編述し、田中編纂員其一部分を補助し、三井主任これを添刪補修して成れり、

大正十四年十二月十日印刷  
大正十四年十二月十五日發行

著作兼 廣島市役所  
發行者

印刷者 廣島市鹽屋町拾貳番地  
增田直吉

印刷所 廣島市鹽屋町拾貳番地  
增田兄弟活版所

不許  
複製

終